

# 町・道民税（住民税）の納税通知書が送付されます

## ●町道民税（住民税）とは

町道民税（町民税と道民税を合わせて住民税と呼びます）には、前年 1 年間の所得に応じて課税される「所得割」と、所得の多少にかかわらず広く均等に課税される「均等割」とがあります。

問 退職し現在収入はありませんが、納税通知書が届きました。どうして税金がかかるのですか？

答 住民税は前年中の所得に応じて翌年課税されます。今年の収入がない場合は、来年の住民税が非課税となる見込みです。

## ■納税の方法

このたび送付した納税通知書により、町指定の金融機関等や町役場出納室窓口で直接納めていただけます（口座振替もご利用いただけます）。納期は、6 月末、8 月末、10 月末、12 月 25 日の合計 4 回です。ただし、前年中の公的年金所得に係る町道民税については、次のとおりです。

## ◆平成 25 年 4 月 1 日現在で 65 歳以上の年金受給者の前年中の公的年金所得に係る町道民税

①年金の支払いをする年金保険者（厚生労働省など）が町道民税の公的年金特別徴収（公的年金から引き落とし）を行います。

②ただし、平成 24 年 4 月 2 日以降に 65 歳になった方は今年 10 月から公的年金特別徴収が始まります。この場合の納め方は次のとおりです。

| 普通徴収                  |     | 特別徴収                        |      |     |
|-----------------------|-----|-----------------------------|------|-----|
| 6 月                   | 8 月 | 10 月                        | 12 月 | 2 月 |
| 年税額の半分を 2 回に分けて納付書で納付 |     | 年税額の残りの半分を 3 回に分けて年金から引き落とし |      |     |
| 初年度の年税額の 4 分の 1 ずつ    |     | 初年度の年税額の 6 分の 1 ずつ          |      |     |

| 特別徴収（仮徴収）                     |     |     | 特別徴収（本徴収）                                |      |     |
|-------------------------------|-----|-----|------------------------------------------|------|-----|
| 4 月                           | 6 月 | 8 月 | 10 月                                     | 12 月 | 2 月 |
| 2 月に引き落とされた額と同じ税額を毎回年金から引き落とし |     |     | 年税額から前半の仮徴収した額を差し引いた残額を 3 回に分けて年金から引き落とし |      |     |
| 当該年税額ではなく 2 月の引き落とし額が基準       |     |     | 年税額から前半の仮徴収した額を差し引いた残額の 3 分の 1 ずつ        |      |     |

### ※対象年金

老齢基礎年金や退職年金などが対象です。障害年金や遺族年金などの非課税年金からは、町道民税の引き落としはされません。

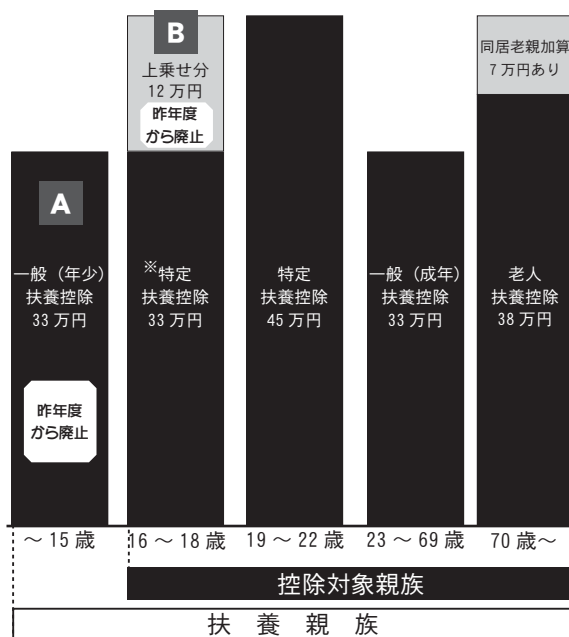
問 私は、15 歳の扶養者 1 人を確定申告（年末調整）しましたが、平成 24 年度から扶養控除に含まれていないのは、なぜですか。

答 平成 24 年度から個人住民税の税制改正があり、扶養控除の見直しがされました。

扶養親族のうち年少扶養控除（満 15 歳以下の者をいう）に対する扶養控除が廃止されました（右図 A 参照）。また特定扶養親族（16 歳以上 22 歳以下）のうち、年齢 16 歳以上 18 歳以下の者に対する扶養控除の上乗せ分（12 万円）を廃止し、扶養控除の額が 33 万円とされます（右図 B 参照）。障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても今までどおり適用されます。

同居特別障害者加算については、年少扶養控除の廃止等にもとない、扶養控除の加算ではなく、特別障害者に対する障害者控除の額（30 万円）に 23 万円を加算し、従来どおりの 53 万円とする措置に改められました。

## ■個人町道民税の扶養控除等の全体像



※平成 24 年度より一般扶養控除となりました

お問い合わせ

町税務課住民税係

☎ 56-8003

## 後期高齢者医療制度 保険料額決定通知書が送付されます

後期高齢者医療制度に加入されている方へ6月中旬に「平成25年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付しますので、保険料額を確認してください。

### ●保険料の納め方

「年金からの天引き」＝年金支給月ごとに年金から差し引かれます。

「口座振替」＝新たに「口座振替」を希望される方は、手続きが必要です。

町住民課国保医療係まで「預金通帳」と「届出印」をご持参ください。

「納入通知書」＝金融機関や役場出納室窓口で納めていただきます。

**第1期納入期限は7月1日です。**



### 年間保険料の計算方法（平成25年度）

#### ■保険料は、被保険者一人ひとりにかかります。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計です。  
年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

|                                |   |                                               |   |                                          |
|--------------------------------|---|-----------------------------------------------|---|------------------------------------------|
| 均 等 割<br>【1人あたりの額】<br>47,709 円 | + | 所 得 割<br>【本人の所得に応じた額】<br>(所得 -33 万円) × 10.61% | = | 1 年間の保険料<br>(限度額 55 万円)<br>(100 円未満切り捨て) |
|--------------------------------|---|-----------------------------------------------|---|------------------------------------------|

前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など。）を差し引いたものです。  
※所得とは なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。また、社会保険料控除額、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの「所得控除」は、適用されません。

### ●保険料の軽減

所得に応じて均等割と所得割に軽減があります。詳細についてはお問い合わせください。

## ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
- ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。  
「希望カード」が必要な方は町住民課国保医療係（役場③番窓口）までお問い合わせください。

### 効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

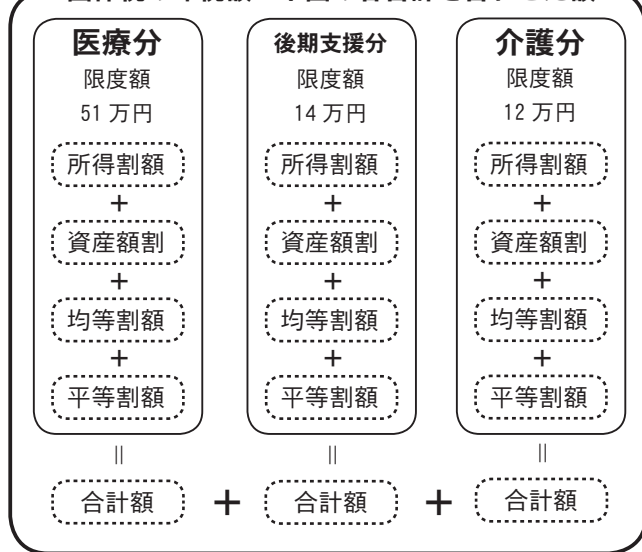
※ただし、ご希望の際には必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

### 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

# 国民健康保険税の仕組みと税額の計算方法

国保税の年税額＝下図の各合計を合わせた額



国民健康保険税は、世帯ごとに計算し世帯主に課税します。税額は、所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の4つの合計で計算します。なお、40～65歳未満の加入者（2号被保険者）のいる世帯は、介護保険分も含めて計算します。

①所得割額＝（所得額－33万円）×税率

前年の所得額から33万円を引いた額に各税率を掛けて計算（加入者ごとに計算し、世帯で合計します）

②資産割額＝（固定資産税額）×税率

今年度の固定資産税額（土地・家屋分）に税率を掛けて計算

③均等割額＝（世帯人数）×（1人あたりの金額）

世帯人数に1人あたりの額を掛けて計算

④平等割額＝定額

加入者のいる世帯に平等に掛かる金額

## 町の国保税の算定税率

|        | 医療分      | 後期支援分    | 介護分      |
|--------|----------|----------|----------|
| 所得割額   | 8.2%     | 1.8%     | 1.5%     |
| 資産割額   | 37.0%    | 8.0%     | 3.0%     |
| 均等割額   | 16,000円  | 4,000円   | 4,200円   |
| 平等割額   | 26,000円  | 5,000円   | 3,600円   |
| 賦課限度額  | 510,000円 | 140,000円 | 120,000円 |
| ※H24まで | 510,000円 | 140,000円 | 110,000円 |

※今年度から、賦課限度額が左表のとおり変更になりました。

お問い合わせ 町住民課国保医療係 ☎ 56-8006  
町税務課住民税係 ☎ 56-8003

## 東日本大震災で被災された皆さまへ

震災で岩手・宮城・福島各県の市町村から住民票を異動せずに道内に避難されている方々のうち、市町村国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方は、今年度から特定健康診査や後期高齢者健康診査（以下、特定健診等）を避難先でも受診できます。

■対象者／以下の各県の市町村から住民票を異動せずに道内に避難されている方々のうち、市町村国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方

岩手県：盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、柴波町、矢巾町、住田町、大槌町、山田町、田野畑村、普代村、洋野町、野田村

宮城県：仙台市、石巻市、気仙沼市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、女川町、南三陸町

福島県：白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、石川町、広野町、楡葉町、大熊町、双葉町、新地町

（特定健診・保健指導のみ）福島市

（後期高齢者健診のみ）北塩原村、猪苗代町、三島町、金山町、中島村、棚倉町、浅川町、古殿町、三春町、葛尾村

■受診期間／平成26年3月31日まで

■検査内容／特定健診等の基本項目に沿った身体測定、血圧、尿検査など

■受診の流れ／

①避難元の市町村または各県の後期高齢者医療広域連合に、「健診を受診したい」旨連絡をしてください（電話連絡可）。

②避難元の市町村から「受診券」「実施機関一覧表」および「昨年度の健診結果」が送付されます。

③実施機関一覧表に掲載されている健診機関に予約をしてください。

④受診券、被保険者証および「昨年度の健診結果」を持参して受診してください。

⑤後日、受診した健診機関から健診結果が送付されます。

お問い合わせ 町住民課国保医療係 ☎ 56-8006